

## 令和7年度第6回生駒市行政改革推進委員会 会議録

開催日時 令和8年2月19日(木) 午前9時30分～午前11時24分

開催場所 生駒市役所 4階 403・404会議室

### 出席者

(委員) 森委員長、城戸副委員長、清水委員、江成委員、林委員、佐藤委員、松山委員  
(事務局) 牧井企画政策課長、粉家企画政策課主幹  
北野企画政策課行政経営係長、竹井企画政策課行政経営係係員  
北廣企画政策課行政経営係係員

傍聴者 なし

### 欠席者

(委員) 中西委員、平山委員

## 1 開会

(事務局) 【挨拶】

## 2 案件

### (1) 施設使用料の見直しについて

(事務局) 【施設使用料の見直しについて説明】

(委員長) 前回の社会教育施設に続いて社会体育施設の使用料について御審議いただきたい。増加率について改正案Ⅰは1.19倍。改正案Ⅱは2.76倍。改正案Ⅲは1.3倍。この3案をベースに審議いただきたい。高すぎるから下げるべきだという議論ではなく、高すぎるなら抑える論理をきっちり考えたい。

(委員) 社会教育施設の経緯を踏まえると改正案Ⅱということになる。例えば社会教育施設と社会体育施設の経費を総面積で割るのはどうか。

(事務局) 施設の形態が違うので設備の少ない社会体育施設の負担が増えてしまう。

(委員) 改正案Ⅲは全然形態の違う施設の増加率で評価しようとしているということか。

(事務局) そうということになる。改正案Ⅰでは増加率が低いと思い、提案している。市民の福祉、健康の増進という意味では上がり幅は揃えた方が良いという考え。

(委員) 体育施設と文化系施設に分けずに市の施設として改正案Ⅲでいいのではないか。

(委員長) 改正案Ⅰも元々そんなに根拠は無い。改正案Ⅱは高いので困る。社会教育施設と同じ改正案Ⅲは論理が無さすぎる。

(委員) 市として将来的な見通しは。

(事務局) 本来であれば社会教育施設と社会体育施設は同じ公共施設なので考え方は揃えるべきという認識はもっているが、3倍近い料金の設定まで引き上げることは難しい。

- (委員長) 人件費、減価償却費は全て除かず一部負担してもらおうという考え方も将来的にはあるかなと思う。
- (委員) 部活動の地域移行が進んでいるが、そういった団体からも利用料は徴収するのか。
- (事務局) 基本的にはその社会体育施設を御利用になられる際については、地域のクラブが使われるという形になるので使用料を徴収する。  
団体として使用料は活動の大きなウエートを占めるものであるため、高額な料金設定すると、子どもたちの健全なスポーツ、身体の育成というところで、団体の活動の維持そのものがなかなか難しくなってくる。
- (委員) 利用者の属性によって減免等も検討した方が良いのかもしれない。
- (委員) 1平方メートルあたりの単価が高い施設もあれば安い施設もある。施設の総面積で割るという考え方に無理があって、リノベーション等様々な角度から検討すると理想の数値に近づく。
- (委員) 体育施設は複数人で使用する場合が多いと想定され、金額が倍になっても一人当たりにしたらそうでもない、また高いのであれば減免や激変緩和措置を活用すべき。減価償却費を経費に含めないのはおかしい。
- (委員) 改正案Ⅱは民間施設と変わらない料金。経費を行政と半分にしてこの料金ということは面積なのか償却の年数なのか何かがおかしい。
- (事務局) 一人当たりの料金については大人数で利用するか少人数で使用するかによって変わってくる。また、減価償却費については負担の少ない施設が負担の大きい施設を補っている部分はあるが、人件費については施設一体で管理をしているので基本的には均等に負担をいただいている。
- (委員) すべての施設の減価償却費を出して利用料を算出するのは細かく分けないといけなくなるのでやめた方がよい。
- (委員長) 減免について他の自治体とのバランスは。
- (事務局) 市の事業に関連している等減免には根拠が必要。
- (委員) 使用料について他市はどのような根拠設定でやっているのか。
- (事務局) 料金上げられる際には何かしらの根拠を持って上げられており、一定の維持管理費を負担していただくところは考慮し設定されていると思う。他市とのバランスは非常に大事。
- (委員) 広陵町は最近料金設定の見直しが行われた。例えばテニスコートの場合は、全テニスコートの年間維持管理費÷全テニスコートの面積×各テニスコート1面の面積÷1年間の使用可能時間を計算して、各テニスコート1面1時間当たりの原価を出している。
- (事務局) 生駒市の場合、複合施設が非常に多い。体育館、グラウンド、テニスコートが一つの施設として維持管理されているので、管理している人件費は一緒である。可能であれば施設形態ごとの単価っていうのを出すべきとは思う。
- (委員長) 複合施設であることは前提に考えていかないといけない。
- (委員) 根拠があるならば改正案Ⅱが一番わかりやすい。10年とか15年とか激変緩和措置し徐々に上げていくと負担感はそんなくない。

- (事務局) 10年激変緩和措置すると、その間使用料は少しずつ上がり、何かあったときに料金変更がやりにくい。年数のバランスは必要。
- (委員長) 激変緩和は特例措置だからやらない方が良く短い方が良いっていう考えはある。それぞれロジックがあるので、それらを加味して改正案ⅠかⅢという選択にならざるを得ないかなと思う。
- (委員) 市民文化系施設と合わせて改正案Ⅱにし、10年間の減免を設定するが5年目に見直すのは可能か。
- (事務局) 10年間かけて2.76倍に持っていく上げ幅を計算した上で5年後、物価の影響等で見直しをすることは可能。
- (委員) 市民感覚で改正案Ⅱは納得できる施設とできない施設がある。
- (事務局) 行政の役割として、市民の福祉向上という大きな目的がある中で、改正案Ⅱで市民に理解していただけるかは疑問。仮に激変緩和措置も含めて御提言をいただいたとしても市として、この考えを尊重するのは多分難しいと担当者としては思う。
- (委員) 行政としては使用料収入より利用者を増やしたいのか。
- (事務局) 利用者が増えれば増えるほど副次的な医療費の低減や心の健康、社会参加の促進。そういった見えない効果はもちろんあり、単に使用されるだけをフォーカスして料金を取るだけではないと考える。
- (委員長) 行政としての責務があるというのを踏まえて使用料は低減などで抑えるというのが筋になるだろう。改正案Ⅱは利用者の市民の側から見ても本来使ってもらった方がいいのにそれを押しつけてしまうところが出てくる。結論としては改正案ⅠかⅢにならざるを得ないかなと思う。
- (委員) 改正案Ⅰで激変緩和措置を取らなければ、実質的には1.3倍で激変緩和をするのとほとんど変わらない。
- (委員長) 社会教育施設には激変緩和措置があるのに体育施設はないことの説明が難しいかも知れない。
- (事務局) 上がり幅がちょうど1.15倍という考え方では説明は可能。
- (委員) 減価償却費と人件費を社会体育施設ではなぜ含まないのかという疑問は出てくる。
- (委員長) 確かに差別しているように見える。ロジックはこの機会にしっかりと考えたい。減価償却費から計算していくと、やっぱり理屈が苦しくなってくる。でも改正案Ⅱは高すぎる。
- (委員) 国からの補助金はないのか。
- (事務局) 社会体育施設も社会教育施設も基本的に起債になるので、補助金はあまりない。
- (委員) 市として社会体育施設と社会教育施設について同じ料金体系でなくても良いと考えているのか。
- (事務局) あまり考え方を大きく変えることは避けたい。前回の提言当時もかなり議論し、維持管理費等も算出した上で、市民様に負担をいただく割合を大体精査した上で料金設定している。大きく変えるのであればそれなりのロジックがないと理解いただくのはかなり難しい。しかし、実際指定管理料は上がっているの、そこは何とかしないといけない。同じ公共施設で文化系か体育系の違いなので同じようなロジックでいくべき

と考えている。大きく全体の料金設定の根拠までを変えに行くことは想定していない。

(委員長) 社会教育施設は過去と同じロジックで考えられているのか。

(事務局) 改正案Ⅰが同じ考え方となる。

(委員) 改正案Ⅰにすると社会教育施設は何倍になるのか。

(事務局) 各館共通単価は1.16倍。ホールだけは1.41倍。

(委員) 同じロジックで改正案Ⅰだと社会教育施設は1.16倍で社会体育施設は1.19倍となる。例えば、改正案Ⅰに人件費だけ入れる議論は可能か。

(事務局) 可能。

(委員) 上がり幅も若干上がる。

(委員) ロジックにこだわるなら、社会教育施設と同様に改正案Ⅱ案をベースにすべき。変えるなら先日決まった社会教育施設も変えるべき。

(委員長) 社会教育施設はまだ変更できるのか。

(事務局) 最終提言をいただいているのでまだ可能。

(委員長) 社会教育施設も含めてもう一度その施設全体を見てバランスとれるように、今回の改正を考え直すということでしょうか。

(「はい。」との声あり)

(事務局) 次回再度御審議いただけるよう、減価償却費を除き人件費入れたパターンも計算し、再度提示させていただく。

(委員長) 人件費だけ含めるという考え方はあり得るのか。

(事務局) 過去人件費を除いていたのは直営の施設があり、市の職員がやっていたという経緯もある。現状は指定管理にしているがサービスとしてはある。

(委員長) 実際に出ているお金とすれば、人件費だけである。

振り出しに戻るような形になったが議論としてはすごく有意義だった。論理をきっちりしないといけないことが確認できたことが一番大きな成果。

## (2) 令和7年度行政改革大綱に係る取組状況の評価方法について

(事務局) 【令和7年度行政改革大綱に係る取組状況の評価方法について説明】

(委員長) 基本的にはこれまでの踏襲か。

(事務局) はい。今年度適切な評価が出されてないという議論をしていただいた。担当課に自己評価をきっちりするように周知する。

(委員長) できたと思えたらきっちり高い評価値を付けるべき。

そしたらこれで進めていき、運用のところで改善を図り、不具合があったらそのときに議論するという形でよろしいか。

(「はい。」との声あり)

## 3 その他

(事務局) 次回の委員会は3月17日に開催を予定している。今回御審議いただいた施設使用料の見直しについては社会教育施設、社会体育施設をもう一度比較した上で、再度御審議いただきたい。

令和7年度アクションプランの取り組み状況の評価に関しては、事業を選定いただく全体会を4月の下旬ごろ、事業を評価いただく部会を5月中旬頃に開催予定。  
現地に行っている個別施設計画の改定に関しては、現地調査の結果を取りまとめさせていただく部会を4月中旬頃に開催予定。

#### 4 閉会